平成２６年（フ）第３６３号
函館市桔梗3丁目22番５号　オーナーズヒルＢ棟101
債務者　下間　弘美
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１７６号
埼玉県白岡市高岩1321番地
債務者　新井　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７４号
埼玉県和光市白子１丁目31番25号　ＴＣＲＥ光が丘419
債務者　金永　　瞳（旧姓沖）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７８号
さいたま市西区大字指扇631　グリーンパレス指扇Ｂ号棟208号、住民票上の住所さいたま市西区大字佐知川302番地
債務者　青木　建治
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０３号
埼玉県川口市芝中田２丁目24番20―305号　千葉マンション
債務者　平林　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０４号
埼玉県蕨市塚越３丁目７番６号　Ｒｅｇａｌｏ塚越203号
債務者　本橋　麻衣
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５９号
埼玉県春日部市粕壁東２丁目２番34号　リバー橋本１号
債務者　萩原　洋三
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５８７号
埼玉県所沢市小手指南３丁目17番地　横丁マーケット
債務者　高山香詠子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６０１号
埼玉県川越市中原町１―19―９　メゾンエスポワール204、住民票上の住所埼玉県川越市六軒町１丁目20番地４
債務者　吉野　正宣
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５９２号
栃木県鹿沼市上野町131番地１
債務者　季節料理山ちゃんこと　山口　恭次
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９３号
栃木県鹿沼市上野町131番地１
債務者　山口　弘子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９５号
栃木県栃木市大平町富田1437番地２
債務者　佐藤　竜二
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０７号
栃木県宇都宮市八千代１丁目15番５号　県営西川田住宅525号
債務者　齋藤美智代
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０８号
栃木県宇都宮市茂原１丁目１番９号　和晃ハイツ206号室、前住所栃木県宇都宮市簗瀬３丁目５番１号　Ｔ―Ⅲハイツ102
債務者　新岡　明美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１４号
栃木県宇都宮市下栗町2299番地
債務者　大塚　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９０号
栃木県足利市田中町７番地８　足利スカイタワー203号、前住所栃木県足利市福居町964番地２
債務者　髙橋　英明
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部